# 令和６年度　市民税・県民税の申告の手引き

**提出期限は 3月15日**

この手引きを含む申告書一式は、令和６年１月上旬までに「課税（非課税）証明書を発行する」、「扶養を追加する」、「国民健康保険に加入している」などの手続きで市民税・県民税申告書を提出した方にお送りしています。この手引きをお読みいただき、令和５年１～12月末までの収入・所得、控除を記入し、必要書類を添付のうえ、同封の返信用封筒に入れて送付してください。

## 1 申告が必要な方

※一般的な例を示しています。
所得税の確定申告をした方は、市民税・県民税の申告は原則不要です。

### ▶スタート！

令和５年１～12月の間の収入状況

- □収入がない方 ➡ A へ
- □遺族・障害年金などの非課税所得だけの方　生活扶助を受給している方 ➡ A へ
- □給与収入がある方 ➡ B へ
- □公的年金収入がある方 ➡ C へ
- □上記以外（事業・不動産など）の方 ➡ D へ

### A

国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険などに加入している
は　い ➡ ②　　いいえ

市内に住民登録のある親族が年末調整や確定申告、市民税・県民税申告であなたを扶養親族として申告している
は　い ➡ ①　　いいえ ➡ ②

### B

次のいずれかに該当する
・勤務先で年末調整をしていない（注1）
・２カ所以上で給与収入がある
・給与収入2,000万円を超える
は　い ➡ ③　　いいえ

給与以外の所得がある
は　い　　いいえ

給与以外の所得が20万円を超える
は　い ➡ ③　　いいえ ➡ ②

医療費控除などの所得控除を追加する（注2）
は　い　　いいえ ➡ ①

住宅ローン控除がある
は　い ➡ ③　　いいえ

源泉徴収票に記載のある「源泉徴収税額」が０円
は　い ➡ ②　　いいえ ➡ ③

### C

公的年金以外の所得がある
は　い　　いいえ

公的年金以外の所得が20万円を超える
は　い ➡ ③　　いいえ ➡ ②

公的年金収入の合計額が151万5,000円以下
（令和6年1月1日時点で65歳未満の人は101万5,000円以下）
は　い ➡ ①　　いいえ

公的年金収入の合計額が400万円を超える
は　い ➡ ③　　いいえ

医療費控除などの所得控除を追加する（注2）
は　い ➡ ②　　いいえ ➡ ①
※所得税の還付がある方は③

### D

所得金額（収入－経費）が所得税の所得控除の合計額より大きい
は　い ➡ ③　　いいえ ➡ ②

### 結果

- ①申告の必要はありません（注３）
- ②市民税・県民税の申告が必要です
- ③所得税の確定申告が必要です

（注１）現在の勤務先で退職した勤務先の分を含めて年末調整している場合は該当しません。
（注２）医療費控除や生命保険料控除、納付書または口座振替で納付した国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料などのことです。
（注３）収入がなかった場合でも、課税（非課税）証明書を取得する方などは申告が必要になる場合があります。

# 申告はかんたんな郵送で

① 氏名・生年月日・電話番号・個人番号を記入

課税資料を準備
・収入の資料
・控除の証明書
・医療費控除の明細書等

② 申告書と課税資料を返信用封筒へ

③ ポストへ投函

**郵送先・お問い合わせ先**
上尾市役所　市民税課
〒362－8501　埼玉県上尾市本町３丁目１番１号

## 2 申告に必要なもの

**全員共通**
- ○ 市民税・県民税申告書
- ○ 本人確認とマイナンバー確認ができるもの（「マイナンバーカード」または「個人番号通知カードと自動車運転免許証または健康保険証など」）※写し可

**収入・所得を証明する書類（令和５年１～12月に支払いを受けたもの）※写し可**
- ○ 給与所得や公的年金等の源泉徴収票　　○ 事業所得の計算の基になる収入や経費を記載した帳簿など
- ○ 個人年金や報酬など上記に該当しない収入がある場合には、その金額がわかるもの

**控除を証明できる書類（令和５年１～12月までに支払ったもの）※医療費通知以外写し可**
- ○ 障害者控除／各種障害者手帳、障害者控除対象者認定書　　○ 勤労学生控除／学生証
- ○ 寄附金税額控除／受領証（領収書）
- ○ 医療費控除／明細書　※明細書の書き方などについては、裏面を参照してください。
- ○ 社会保険料控除（国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険、国民年金など）／納付確認書、控除証明書
- ○ 小規模企業共済等掛金控除／控除証明書　　○ 生命保険料控除／控除証明書　　○ 地震保険料控除／控除証明書

## 注 意

❶提出された資料は返却しません。資料の返却や受付書が必要な方は、切手を貼り宛名を記入した返信用封筒を同封してください。
❷申告書のコピーが必要な方は、コピーしてから提出してください。
❸必要な資料が添付されていない場合は、所得や控除を修正します。
❹障害者・寡婦/ひとり親など（申告書❸欄）、配偶者/扶養親族（申告書❻欄）の人的控除については、原則、添付された証明書の記載のとおりに処理しますので、変更がある場合は申告書への記入をお願いします。

申告会場に来場する場合（詳しくは、広報あげあ１月号または上尾市ホームページをご覧ください）
「2 申告に必要なもの」に該当する書類（写し可）を持参し、来場してください。

【会場における注意事項】
・受付順に整理券を配布し、順番にご案内します。
例年、**午前中は特に混み合い2時間以上お待ちいただく場合があります。**
・駐車スペースに限りがあるため、来場の際は公共交通機関をご利用ください。
・事業・不動産・譲渡所得、分離所得、雑損控除、外国税額控除、国外居住親族に係る扶養控除、住宅借入金等特別控除（年末調整がされているものを除く）などがある人で、所得税の納税または還付がある人や繰越損失がある人、更生の請求や修正申告、亡くなった人の準確定申告は会場では申告できません。

※申告会場開設期間中（㈯も含む）**市民税課窓口では職員による申告書作成補助や、作成した申告書の確認は行いません。**

医療費控除を受ける方は、左側の「キリトリ線」で切り取ったうえで、申告書と一緒に提出してください。

キ・リ・ト・リ・線

# 令和５年1～12月分　医療費控除の明細書

※この明細書では、セルフメディケーション税制は受けられません。

住　所　　氏　名

## 1 医療費通知に関する事項

医療費通知（※）を添付する場合、右記の(1)～(3)を記入します。
※医療費保険者が発行する医療費の額等を通知する書類で、次の６項目が記載されたものをいいます。
（例：健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」）
①被保険者等の氏名、②療養を受けた年月、③療養を受けた者、④療養を受けた病院・診療所・薬局等の名称、⑤被保険者等が支払った医療費の額、⑥保険者等の名称

| (1) 医療費通知に記載された医療費の額 | (2) (1)のうちその年中に実際に支払った医療費の額 | (3) (2)のうち生命保険や社会保険（高額療養費など）などで補てんされる金額 |
|---|---|---|
| 円 | ㋐　円 | ㋑　円 |

（注）医療費通知には前年支払分の医療費が記載されている場合がありますのでご注意ください。

## 2 医療費（上記１以外）の明細

「領収書１枚」ごとではなく、「医療を受けた方」・「病院等」ごとにまとめて記入できます。

| (1) 医療を受けた方の氏名 | (2) 病院・薬局などの支払先の名称 | (3) 医療費の区分 | (4) 支払った医療費の額 | (5) (4)のうち生命保険や社会保険（高額療養費など）などで補てんされる金額 |
|---|---|---|---|---|
| | | □ 診療・治療　□ 介護保険サービス<br>□ 医薬品購入　□ その他の医療費 | 円 | 円 |
| | | □ 診療・治療　□ 介護保険サービス<br>□ 医薬品購入　□ その他の医療費 | | |
| | | □ 診療・治療　□ 介護保険サービス<br>□ 医薬品購入　□ その他の医療費 | | |
| | | □ 診療・治療　□ 介護保険サービス<br>□ 医薬品購入　□ その他の医療費 | | |
| | | □ 診療・治療　□ 介護保険サービス<br>□ 医薬品購入　□ その他の医療費 | | |
| | | □ 診療・治療　□ 介護保険サービス<br>□ 医薬品購入　□ その他の医療費 | | |
| | | □ 診療・治療　□ 介護保険サービス<br>□ 医薬品購入　□ その他の医療費 | | |
| | | □ 診療・治療　□ 介護保険サービス<br>□ 医薬品購入　□ その他の医療費 | | |
| | | □ 診療・治療　□ 介護保険サービス<br>□ 医薬品購入　□ その他の医療費 | | |
| | | □ 診療・治療　□ 介護保険サービス<br>□ 医薬品購入　□ その他の医療費 | | |
| | | □ 診療・治療　□ 介護保険サービス<br>□ 医薬品購入　□ その他の医療費 | | |
| | | □ 診療・治療　□ 介護保険サービス<br>□ 医薬品購入　□ その他の医療費 | | |
| | | □ 診療・治療　□ 介護保険サービス<br>□ 医薬品購入　□ その他の医療費 | | |
| | | □ 診療・治療　□ 介護保険サービス<br>□ 医薬品購入　□ その他の医療費 | | |
| | | □ 診療・治療　□ 介護保険サービス<br>□ 医薬品購入　□ その他の医療費 | | |
| | | □ 診療・治療　□ 介護保険サービス<br>□ 医薬品購入　□ その他の医療費 | | |
| | | □ 診療・治療　□ 介護保険サービス<br>□ 医薬品購入　□ その他の医療費 | | |
| | | □ 診療・治療　□ 介護保険サービス<br>□ 医薬品購入　□ その他の医療費 | | |
| | | □ 診療・治療　□ 介護保険サービス<br>□ 医薬品購入　□ その他の医療費 | | |
| | | □ 診療・治療　□ 介護保険サービス<br>□ 医薬品購入　□ その他の医療費 | | |
| | | □ 診療・治療　□ 介護保険サービス<br>□ 医薬品購入　□ その他の医療費 | | |
| | | □ 診療・治療　□ 介護保険サービス<br>□ 医薬品購入　□ その他の医療費 | | |
| 2 の合計 | | | ㋒ | ㋓ |

| 医療費の合計 | A | (㋐＋㋒)　円 | B | (㋑＋㋓)　円 |
|---|---|---|---|---|